

Q1. 妊娠届出時に妊婦本人が申請にいかなければなりませんか。

A1. 妊婦本人でなくても大丈夫ですが、面談を別日に設定します。本人に事情があり代理の方が来所された場合、その方の身分証をご提示の上、妊娠届出書のご提出をもとに母子手帳の発行をいたします。ただし、出産応援ギフトの申請には本人との面談が必要となります。再度日程を調整の上、面談を設定いたします。

Q2. 面談を受けないと応援給付金はもらえません。また、情報共有等の同意は必ず刷る必要がありますか。

A2. 面談を受けなければ給付金は支給されません。同意も同様です。本事業の給付金支給の目的は、妊娠・出産・育児の形が多様化する中で、それぞれの事情に寄り添う形で相談と経済的支援を一体的に実施することです。必要なサービスや支援を知り、安心して出産・子育てができるよう、妊娠届出時、乳児健診時にそれぞれ面談を実施します。また、情報共有等の同意欄に署名いただいた上で申請書及びアンケートの回答をした方に対して、給付金が支給されます。

Q3. 出産応援給付金・子育て応援給付金はいつ申請できますか。

A3. 出産応援給付金は、面談後すみやかに申請していただくものです。妊娠中に申請をしてください。子育て応援給付金は、出生後おおむね4か月以内に申請していただくものです。伊奈町では乳児健診の際に出産応援給付金の申請書をご提出いただく形になります。事情がある場合は個別に対応をいたしますので、伊奈町健康増進課へご相談ください。

Q4. 里帰り出産をしました（します）が、「子育て応援給付金」の申請は、里帰り先の市区町村と住民登録のある伊奈町のどちらでしますか。

A4. 伊奈町に住民登録がある方は伊奈町への申請となります。ただし、乳児健診も里帰り先等で受診される可能性がある場合は、事前に伊奈町健康増進課へご相談ください。

Q5. 海外で妊娠して帰国した妊婦は出産応援給付金の対象になりますか。

A5. 出産前に日本に帰国し、伊奈町に住民登録がある場合、妊娠届を提出し、面談を受けていただくことで出産応援給付金の対象になります。

Q6. 多胎児の場合は、支給される給付金の金額は変わりますか。

A6. 出産応援給付金は妊娠届一回につき5万円（多児妊娠でも同額）です。子育て応援給付金は対象児童一人につき5万円の給付となります。

Q7. 流産・死産をした場合、給付金の支給はありますか。

A7. 妊娠届け出時の面談を行った後に流産・死産をされた方は、出産応援給付金の対象になります。詳しくは、伊奈町健康課へお問い合わせください。

Q8. 離婚をしている場合は、出産・子育て応援給付金の申請者は母親でなくても（父親等）可能ですか。

A8. 出産応援給付金は、面接を受けた妊婦本人が対象のため、妊婦以外は不可です。申請時の口座も、妊婦本人名義の者で申請いただくものです。子育て応援給付金は、「子を養育する方」が面談を受けると対象になります。子育て応援給付金は、例えば「養育者」が父親のみである場合は、父親が対象となりますが、「養育者」に産婦である母親が含まれる場合は、母親の出産後の育児の悩みや疲れ等にも寄り添って相談支援を行う事業の趣旨から、母親と面談を行った上で支給することになります。ただし、一緒に面談を受けた父親名義で申請書を提出いただくこと等は想定されません。